**運営指導における主な指導事項等**

**【指導事項】(改善報告書の提出を求めるもの)**（R7年度版）

|  |
| --- |
| **<施行条例・基準省令>****福祉用具専門相談員**（条例第２５１条　省令１９４条）○　福祉用具専門相談員を常勤換算方法で２人以上配置してください。**サービスの提供の記録**（条例第２６４条　省令第２０５条）○　サービスを提供した際には、サービスの提供日、具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録してください。**福祉用具貸与の具体的取扱方針**（条例第２５６条　省令第１９９条第１号及び第９号）○　福祉用具貸与の提供にあたっては、機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格に関する情報を提供し、同意を得てください。○　福祉用具貸与の提供にあたっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具の情報を提供してください。**福祉用具貸与計画の作成**（条例第２５７条　省令第１９９条の２）○　最新の居宅サービス計画に沿った福祉用具貸与計画を作成の上、サービスの提供を行ってください。○　福祉用具貸与計画には、当該福祉用具の機種を選定した理由についても記載してください。○　福祉用具貸与計画の策定後、モニタリングを行い、結果を記録し、居宅介護支援事業者に報告してください。○　特定福祉用具販売の利用がある場合は、福祉用具貸与と特定福祉用具販売の計画を一体のものとして作成してください。**勤務体制の確保等**（条例第２６４条　省令第２０５条）○　開設法人の役員である管理者兼福祉用具専門相談員の勤務状況が確認できませんでした。出勤簿やタイムカード等を整備し、勤務状況が確認できるようにしてください。○　雇用契約書等により、当該福祉用具貸与事業所の従業者であることを明確にしてください。**衛生管理等**（条例第２６１条　省令第２０３条第４項）○　福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合は、保管又は消毒の業務実施状況について定期的に確認し、その結果を記録してください。**＜告示＞**○　要介護1等の軽度者に例外的に福祉用具を貸与する場合は、原則として、居宅介護支援事業所から認定調査票の写しの内容が確認できる文書を入手した上で、その要否を判断してください。また、一定の状態に該当する利用者について、適切なケアマネジメントにより居宅介護支援事業所が判断する場合や、市町村が確認する場合については、当該文書で、その要否を判断してください。判断に用いた文書は、サービスの提供の記録と併せて保存してください。 |

**【注意事項】(改善報告書の提出を求めないもの)**

|  |
| --- |
| ○　重要事項説明書の苦情相談窓口には、通常の事業の実施地域の全ての市区町村又は利用者の保険者である市区町村の介護保険担当課名及び連絡先を記載してください。○　運営規程に記載する利用料には、利用期間に歴月による１か月に満たない端数がある場合の算定方法についても記載してください。〇　福祉用具専門相談員の資質の向上のために、福祉用具貸与に関する適切な研修の機会を確保してください。 |

**施行条例：介護保険法施行条例**

**基準省令：指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準**

**告示：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準**